

車いす駐車場等の 利用証制度が始まります

滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度

障害者や高齢者など、移動に配慮が必要な方が使いやすい駐車場とするため、
車いすマーク等の駐車区画をご利用いただくための
利用証を交付する制度が
平成25年5月から始まります。



車いす優先区画

対象区画と使い方

思いやり区画

●利用証の対象となる区画は2種類あります。

① 車いすを
常時利用する方
のための区画

② 移動に
配慮が必要な方
のための区画

対象となる区画に駐車する時は、利用証を見える
ところに掲示してください。



車いす使用者用

イメージ



他県の例



他県の例

車いす使用者以外の
移動に配慮が必要な方用

利用証の入手について

対象となる方

●身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、
要介護高齢者、妊産婦、けが人などで、移動に配慮が
必要な方です。

利用証の種類

- ①車いす使用者は青色の利用証です。
- ②車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方は緑色
の利用証です。
- 本県で交付した利用証は、同様の制度を実施して
いる他府県の対象区画でもご利用いただけます。

利用証の申請方法

- 交付を希望される方は、下記窓口へ申請してください。
- 申請書は、県健康福祉政策課、各健康福祉事務所
および各市町役場の担当課等で配布しています。
「しがのユニバーサルデザイン」のホームページから
ダウンロードもできます。



問い合わせ先
交付申請窓口

滋賀県健康福祉部 健康福祉政策課(大津市京町四丁目1番1号)

電話 077-528-3512 / FAX 077-528-4850

「しがのユニバーサルデザイン」ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/ud/>

交付対象者および有効期間

区 分		交付要件	申請に必要な書類	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	5年	
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能			2級以上
		移動機能			6級以上
	心臓機能障害	4級以上			
	じん臓機能障害	4級以上			
	呼吸機能障害	4級以上			
	ぼうこうまたは直腸の機能障害	4級以上			
	小腸機能障害	4級以上			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4級以上				
肝機能障害	4級以上				
知的障害者	療育手帳の障害の程度欄が「A1」「A2」または「A」の方	療育手帳			
精神障害者	障害区分が「1級」の方	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者	特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者票			
要介護高齢者	要介護状態区分が「要介護1～5」の方	介護保険被保険者証			
妊産婦	妊娠7箇月(24週)～産後3箇月	母子健康手帳	妊娠7箇月(24週)～生後3箇月		
けが人	けが等により一時的に移動の配慮が必要な方	医師の診断書・意見書等身分証明書	車いす・杖等の使用期間(1年以内)		
その他	上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	医師の診断書・意見書等身分証明書	必要な期間(1年以内)		

※利用証は交付対象者が同乗する場合も使用できます。

利用証の申請手続き

1. 申請書に必要事項を記入し、上記の確認書類の写し(氏名・生年月日・交付要件に該当する旨の記載があるところ)を添付して、下記申請窓口へ提出してください。(郵送可)
なお、確認書類の取得および書類の送付等に係る経費はご自身で負担をお願いします。
2. 利用証の交付を郵送で希望される方は、返送用切手(140円)を申請書に添付してください。
3. 代理人が窓口で申請される場合は、代理人の身分証明書をご持参ください。
4. 申請書は、滋賀県健康福祉政策課、各健康福祉事務所および各市町役場の担当課で配布しています。
「しがのユニバーサルデザイン」のホームページからダウンロードもできます。

申請窓口

滋賀県 健康福祉部 健康福祉政策課 企画調整担当

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL077-528-3512
FAX 077-528-4850 メール ea0001@pref.shiga.lg.jp

申請書ダウンロード先(「しがのユニバーサルデザイン」のホームページ)
<http://www.pref.shiga.lg.jp/ud/>

